未成年者喫煙防止対策について（新旧対照表）

（財 理 第 １ ４ ９ ７ 号
平成 20 年 4 月 10 日）

（傍線部は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（財 理 第 1497 号 平成 20 年 4 月 10 日） 最終改正：令和 8 年 4 月 1 日財理第 950 号 各 財 務 （ 支 ） 局 長 沖 縄 総 合 事 務 局 長　　殿 財務省理財局長　勝　栄二郎 二十歳未満の者の喫煙防止対策について 青少年の非行防止については、関係官庁・民間団体等により諸施策が推進されているところであり、当省においても従来より二十歳未満の者の喫煙防止のための適切な施策の実施に努めてきたところである。 また、平成17年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」では、二十歳未満の者へのたばこ販売禁止のために効果的な措置を講じることが求められ、たばこ業界団体が平成20年7月から年齢識別自動販売機を全国で稼動させることとしているところであり、二十歳未満の者の喫煙防止に対する社会的な関心が高まっていることから、下記により当該趣旨の一層の徹底を図るよう取り扱われたい。 なお、この通達の実施と同時に平成12年12月27日付蔵理第4662号大蔵省理財局長通達「未成年者喫煙防止対策について」は、廃止する。 記 ［1 ～ 5 略］	（財 理 第 1497 号 平成 20 年 4 月 10 日） 最終改正：令和4年4月1日財理第1240号 各 財 務 （ 支 ） 局 長 沖 縄 総 合 事 務 局 長　　殿 財務省理財局長　勝　栄二郎 二十歳未満の者の喫煙防止対策について 青少年の非行防止については、関係官庁・民間団体等により諸施策が推進されているところであり、当省においても従来より二十歳未満の者の喫煙防止のための適切な施策の実施に努めてきたところである。 また、平成17年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」では、二十歳未満の者へのたばこ販売禁止のために効果的な措置を講じることが求められ、たばこ業界団体が平成20年7月から年齢識別自動販売機を全国で稼動させることとしているところであり、二十歳未満の者の喫煙防止に対する社会的な関心が高まっていることから、下記により当該趣旨の一層の徹底を図るよう取り扱われたい。 なお、この通達の実施と同時に平成12年12月27日付蔵理第4662号大蔵省理財局長通達「未成年者喫煙防止対策について」は、廃止する。 記 ［1 ～ 5 同左］

改　正　後	改　正　前
（別紙 1） たばこ小売販売業許可申請者の皆様へ 財　務（支）局　長 たばこ自動販売機によるたばこの販売については、たばこ事業法等の規定により、下記のような取扱いとなっています。 法令の趣旨をご理解のうえ、ご承知おき頂きますようお願いします。 記 1．　たばこ自動販売機への年齢識別装置の装備について ［(1) ～ (3) 略］ （注）財務省においては、年齢識別の方式について、年齢識別機能を有するか否かについては、個々の方式毎に具体的に判断していくこととしており、「年齢識別機能を有する」と判断した自動販売機は、その開発会社名や識別方式を財務省ホームページで公表しております。 ［2 ～ 3 略］	（別紙 1） たばこ小売販売業許可申請者の皆様へ 財　務（支）局　長 たばこ自動販売機によるたばこの販売については、たばこ事業法等の規定により、下記のような取扱いとなっています。 法令の趣旨をご理解のうえ、ご承知おき頂きますようお願いします。 記 1．　たばこ自動販売機への年齢識別装置の装備について ［(1) ～ (3) 略］同左 （注）財務省においては、年齢識別の方式について、確実に年齢識別を行うことができると認められるものであれば、タスポ方式のみに限定するものではありません。なお、年齢識別機能を有するか否かについては、個々の方式毎に具体的に判断していくこととしており、「年齢識別機能を有する」と判断した自動販売機は、その開発会社名や識別方式を財務省ホームページ（https://www.mof.go.jp/policy/tab_salt/topics/kisyu20220401.pdf）で公表しております。 ［2 ～ 3 同左］

【別紙２は改正なし】